

## 甲府家庭裁判所委員会 議事概要

1 日時 平成23年1月28日(金)午後2時45分から午後4時50分まで

2 場所 甲府家庭裁判所大会議室

3 出席者

(委員・五十音順)

因幡委員, 江守委員, 金井委員, 窪田委員, 佐々木委員, 奈須委員, 古屋委員,  
水上委員, 矢野委員, 横森委員

(甲府家庭裁判所)

佐藤首席家裁調査官, 清水次席家裁調査官, 石田首席書記官, 水口訟廷管理官,  
境事務局長, 澁川事務局次長, 大槻総務課長(進行役), 佐野総務課課長補佐  
(書記), 清水庶務係長(書記)

4 議事等

(1) 本日のテーマ及び進行についての説明

(2) 意見交換

第1セッション「山梨県の子どもの現状」について

説明(古屋委員)及び意見交換

第2セッション「少年審判と被害者配慮制度」について

説明(石田首席書記官)及び意見交換

(3) 意見交換の概要

別紙のとおり

5 次回委員会のテーマについて

地方裁判所委員会と合同で「法教育」をテーマに意見交換等を行う予定とした。

6 次回委員会期日

次回期日を平成23年7月4日(月)午後2時45分からとした。

(別紙)

## 意見交換の概要

(発言者 ■：委員長，○：委員，□：説明者)

### 第1セッション

「山梨県の子どもの現状」について

□ 昨年の夏にイギリスで行われた12日間にわたるガールスカウトのインターナショナルキャンプ(世界14カ国から1,300名が参加。山梨県からも女子中学生及び高校生のガールスカウト16名と引率者4名の計20名が参加)に、引率者として参加した経験について、スライドを用いて紹介した上で、山梨県の小中高生の現状について、説明がされた。その要旨は以下のとおりである。

平成19年に山梨県の公立の小中学生を対象に発育面、能力面、逸脱面の調査を行った結果によると、全国値と比較して、能力の部分では、学力と道徳意識が全国値より高くなっており、好ましいことではあるが、体力は全国値より低く、体の面も鍛えて、能力の調和を図った発達が期待されるところである。非行、いじめは全国33位であり、不登校率は全国9位であったが、平成20年度の不登校率は全国1位になってしまった。

平成21年度では、不登校児童・生徒は、877人と前年に比べ123人の減少となった。県教育委員会は、減少したと思われる要因として、市町村教育委員会との連携強化、全校体制における地道な取組みの推進、不登校の状況の現場でのきめ細かな実態把握と対応、不登校児童生徒の未然防止への取組みの充実、少人数学級編成や小中連携への積極的な取組み、小学校における教員の加配や生徒指導推進協力員のスクールカウンセラーの配置等、中学校における教員の加配やスクールカウンセラーの全中学校配置による教育相談の充実を挙げている。

公立高校生については、平成21年度の調査の結果、(1)長期欠席者は、全日制・定時制併せて421人(前年比8人増)、長期欠席率は1.96%となり、その内訳は、全日制265人、定時制156人である。不登校に陥った理由としては、「本人

に関わる問題」が最も多く、次いで「学業の不振」が多い。不登校生徒の「その後」は、登校できるようになった者が49.5%、転学・退学が41%、不登校継続が7.2%となっている。また、(2) 中途退学者は、全日制・定時制併せて252人（そのうち、1年生は134人）で前年度より70人減少している。全日制中途退学者の主な理由は、「学校生活・学業不適應」が69人で最も多く、以下「進路変更」58人、「問題行動等」及び「病気等」が各10人となっている。(3) いじめの認知件数は122件、認知校数は25校である。いじめの現在の状況は、「解消している」が75件、「一定の解消が図られ継続支援中」が18件、「取組中」が27件、「転学・退学」が2件となっている。県内の公立の小・中・高校生に関する平成21年度の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査によると、暴力行為の発生件数は、総件数268件、うち学校内233件、学校外35件となっている。全国的には増加している暴力行為だが、本県での発生件数は、前年度より35件減少しており、教育現場の日々の取組みが防止につながっていると考えられる。いじめの認知件数は、前年度より減少しており、特に小学校では減少が著しい。いじめにいかに関早期に適切に対応するかが課題である。

なお、山梨県の1000人当たりのいじめの認知件数は4.8件で、全国で20番目である。

高校生の平成21年中の非行情勢は、検挙人員が593人と減少しており、不良行為少年の補導人員も大幅に減少した。非行を防止するための対策としては、各高校での日々の指導に加え、薬物乱用防止教室、学警連やPTA等との連携による街頭指導や交通安全指導、生徒指導主事の連携による電車内及び駅周辺の通学指導、また、繁華街での巡回指導等を行っている。やまなし学校・警察パートナーシップ制度を施行し、学校と警察との連携を図っている。本県の1000人当たりの暴力行為の発生件数は2.8件で、全国では29番目である。

多様化・深刻化する少年非行やいじめ・不登校等の社会的不適應、さらには児童虐待等による少年被害の諸課題に対しては、児童生徒の「心」のサインを見逃さず、問

題行動等の前兆を把握し、早期に対応することがこれまで以上に重要である。そのためにも、学校と家庭や地域社会、関係機関とが一体となって行動する必要がある、「やまなし学校・警察パートナーシップ」, 「山梨県学校・警察補導連絡協議会」, 「中学校・高等学校生徒指導連絡協議会」などのほか、家庭・地域との連携が図られている。本県の未来を担う子供達が夢と希望を持ち、意欲的に学び、学力や心の豊かさ、たくましさを身につけられるような後押しをしていく必要がある。

(質疑応答・意見交換)

- 私は、37年前に東京で高校教師をしていたが、生徒というのは、指導者側が思っている以上によく大人を見ていると感じた。教師という立場は非常に難しいと思うし、教育問題は非常に奥が深く難しい。今の世の中で家庭崩壊したり、食事も満足に与えられない子供がいるといったニュースを見ると非常に心が痛むが、本日のスライドを観て大変感動した。若い世代を育て、未来を育てるという熱意を感じ、希望を捨てずにやっていけると思った。
- 先日、子供から「お母さんはいろいろな人と会っていて、考え方を言ってくれるが、お父さんは一方的に言うだけ」と言われた。私は、仕事からいろいろな人と話をする機会が多く、大人としてのネットワークが広いため、子供に多くの情報を伝えることができるが、主人は自宅での仕事をしており、ネットワークが非常に狭く、様々な情報を把握し、子供に伝えることができない。
- 様々な人と会い、コミュニケーションをとることは、自分の見方に偏りがあるかどうか気づかせてくれるため、極めて重要である。しかし、今の社会ではそのようなコミュニケーションが少なくなってきており、主にパソコンや携帯電話を通じて情報を収集する社会になりつつあると感じる。
- 現在、携帯電話やパソコンなどから情報を得ることができるため、人のいる場所に出て行かないという人が非常に多い。母親が一人だけで子供を育てようとする、ミルクの飲む量や体の大きさは正しいのかなどといった疑問を抱いても、昔のように祖母や近所から経験談を聞く機会がなく、子育てに行き詰まって育児不安となり、それ

が虐待やネグレクトに結びつく。そうならないようにするために、まず、検診の場へ出て行ってもらい、保健師やカウンセラー等に話をして不安を解消してもらうことが重要である。各地域では、子供支援のNPOや子育てサークルが、ショッピングセンターなどでイベントを開き、母親同士が情報交換する場を設けている。昔は子育てについて相談できる家族がいたり、地域社会で集まる機会があったりしたが、今は行政やNPO法人がそうした場を設けざるを得ないのが現状である。

- 先ほど紹介いただいたガールスカウトのキャンプを一人でも多くの子供が経験できれば良いと思う。私は日々の調停の場で本当に深刻な一面を見ている。離婚調停を経て、これから母子家庭になる若い母親は、子供を抱えながら派遣やアルバイトで仕事をしなければならない。養育費を決め、子供手当をもらっても、どれだけ生計を維持できるのか不安である。若い母親は、貧困と日々の生活に疲れ、心を病んでしまう。豊かな子育てをしてもらうためには、例えば、どんど焼きのような、地域に古くからある行事を絶やさず、地域から手を差し伸べられるネットワークを作ることが必要である。
- 先ほどの私の報告は、全て教育委員会の発表の数字であり、全て徐々に改善しているという結論である。現場の先生方が一生懸命頑張っていたいただいているのを切実に感じる。ガールスカウトに参加しているのは、一般的な家庭の子供である。年間費用も3,450円であり、八ヶ岳や愛宕山でも5,000～6,000円で2,3泊のキャンプができる。イギリスへ行くには35万円が必要となるが、本当にいい経験ができ、受験勉強よりもずっと得るものが大きかったと思う。

## 第2セッション

「少年審判と被害者配慮制度」について

- 3回にわたる少年法の改正に伴う、少年審判における被害者の立場の変化について、資料に基づき説明し、甲府家庭裁判所での被害者配慮制度の実績について、報告した。その要旨は以下のとおりである。

平成21年から22年までの2年間における甲府家庭裁判所で終局した道路交通

法違反を除く少年事件の件数は、1,310件である。この中で被害者配慮制度の活用状況については、審判状況の説明が6件、被害者による記録の閲覧謄写が6件、被害者の意見陳述が1件、審判結果の通知が10件であり、被害者の審判傍聴については実績はない。これは、この2年間、甲府家庭裁判所管内で審判傍聴の対象となる事件が2件しかなく、いずれも被害者から審判傍聴の希望の申し出がなかったためである。

裁判所では、被害者からのニーズに適切に対応し、説明責任を果たせるよう努めている。具体的には、被害者配慮制度の周知のため、被害者には「少年犯罪によって被害を受けた方へ」というリーフレットを送り、被害にあった際の被害者配慮制度についての趣旨を十分に説明し、また、検察庁や警察などの周辺機関にも犯罪発生時から家庭裁判所への事件送致までの間に、被害者の意向の情報を適正速やかに伝えていただけるよう働きかけている。また、被害者調査においては、被害者から被害に至る経緯などを聞いて、それを加害少年に伝えることで、少年に事件の重大性をしっかりと認識させ、教育的効果を高めている。

(質疑応答・意見交換)

- 少年事件捜査のほとんどに甲府地方検察庁が関わっており、被害者のケアとサポートをしている。平成11年4月から被害者等通知制度が始まり、犯罪被害者、その親族、内縁関係者や事実上の親族関係者に対し、事件捜査の結果をできるだけ知らせるようになった。検察官が被害者の方々の取り調べの機会に通知制度があることを説明して通知の希望の有無を確認し、被害者が亡くなった場合は御遺族等に通知制度のことを説明し、通知の希望の有無を確認している。具体的な通知の内容は、加害者が成人であれば起訴したかどうか、起訴した場合は公判請求か略式請求か、加害者が少年であれば家庭裁判所に送致したかどうかを通知し、裁判ということになればその日程と結果を知らせ、個別の希望があれば、不起訴の理由や起訴の概要を知らせている。

少年審判手続における被害者配慮について、平成18年12月から、被害者の方々に制度をわかりやすく説明し、パンフレットである「犯罪被害者の方へ」を渡して

いる。

少年が少年院に送致された場合には、少年院への入院年月日、少年院の名称、所在地、少年院を出た年月日等を、通知を希望する被害者に通知している。保護観察処分についても保護観察の概要、開始年月日、処遇状況、終了年月日等を、通知を希望する被害者に通知している。いずれの場合も検察庁へ問い合わせただけであれば、被害者支援員等が対応しており、必要があれば担当検察官へつなぎ、関係諸機関へ連絡することもしている。

- 日本支援センター（法テラス）が被害者支援事業を一つの柱として取り上げており、その制度を被害者が利用する場合に弁護士の力を借りたいというニーズがあれば、それに応えられるよう、弁護士会でも被害者支援について一定の研修を受けた弁護士リストを作って法テラスに提供し、法テラスを介して被害者に弁護士を紹介する態勢をとっている。
- 最初は孤立無援であった被害者が、この制度により少年審判も傍聴できるようになったのであるが、実際に少年審判を担当している裁判官としては、どのような感想を持たれているのか。
- 私は、今までに被害者傍聴の審判をしたことがないのでわからないが、少年法は、刑事裁判のように刑罰を科して社会秩序を維持することではなく、少年自身の更生を目的とするものであり、少年審判は、少年がなぜ罪を犯したのか、その経緯等、心の傷を赤裸々に述べる場であり、非公開となっている。被害者が少年審判を傍聴した場合、少年にどう影響するのかについて、裁判官、職員、付添人と事前に検討しなければならない。それを被害者にどのように伝え、どの場면을傍聴してもらうか、そのような判断が非常に難しいと思う。
- 先ほど説明があったとおり、平成21年の全国の審判傍聴の状況を見ると、審判傍聴の申し出のあった101件中、87件が認められている。これは、申し出のあったうちの9割弱が認められているということになり、結果としては、ほぼ希望に沿うように進められているという実情にある。少年事件における被害者傍聴制度について

は、運用面で難しい問題もある。しかし、この制度ができる過程では、例えば、少年犯罪被害者当事者の会の武るり子代表のような方々の様々なご苦勞があった。家族に突然の不幸が起きた場合、どうしてそうなったのかを知ることができる社会にするためにも、この制度を適切に運用していくことが求められると思う。